

中国貴州少数民族地区における環境法律保護に関する考察

余 貴忠

1 はじめに¹⁾

貴州省は中国西南部の高原地帯にある省で、多くの少数民族（48 の少数民族）が和やかに生活している。長い歴史の発展過程において、貴州省の各民族が互いに協力し、数々の困難を乗り越えて、貴州省を開発・発展させてきた。各民族の協力のもとで、貴州省は政治、経済、科学技術、教育などの分野において、大きな発展を遂げてきた。しかし、歴史、地理などに制限され、貴州省の経済発展はまだ遅れている。それに、貴州省は典型的なカルスト地形で、生態環境が非常に脆弱なので、持続可能な発展能力があまりない。中国政府によって打ち出された調和がとれている社会、環境友好型社会と西部大開発戦略は、貴州省の少数民族地域にありがたい発展のチャンスを与えたと同時に、貴州省における持続可能な発展能力の有無が問われる大きな試練でもある。

ところで、持続可能な発展は非常に複雑な社会システムのプロジェクトなので、政策、法律や科学の進歩等からの力強い支えが必要であり、そのうち、法律は最も重要な手段の一つである。現在の貴州省の環境保護は主に全国的な環境法律と貴州省の単行条例及び自治条例に依拠して実施されている。しかし、中国は国土が広大なため、民族の分類が多く（56 の民族）、地域間の相違がわりに大きく、もし全国的な相違にも関わらず、すべて同様な環境保護法律によって規制するならば、少数民族地区の環境保護においては的確さを欠くかもしれない。それに現行の全国的な中国環境法律は、原則性が強いものの、実効性が弱い。また、貴州省の単行条例と自治条例の大多数の条文規定はすべて比較的抽象的で具体的ではない。

以上のような状況を踏まえて、本研究は、環境法律の視点から貴州省少数民族地区における環境権利、環境特徴等を明らかにしたうえで、より現地のニーズに適合するような環境保護法制のあり方を模索する。

2 少数民族地区における持続的発展が可能な環境保護法律について

2.1 国家の環境保護法律、法規

2.1.1 自然環境保護についての法律、法規

(1) 『憲法』の中の環境保護の規定に関しては、憲法の第 26 条に「国は生活環境と生態

環境を保護し、汚染とほかの公害を防止する」とあり、国の環境保護立法の総方針を規定している。(2) 1989年に公布した『環境保護法』(2014年最新改正)は中国の環境保護の総合的法律であり、環境保護の基本法である。(3) 環境保護の単行法は2007年10月にされた『城郷规划法』、2002年『環境影響評価法』(2016年最新改正)、2008年『循環經濟促進法』、2005年『可再生能源法』、1994年『自然保護区条例』、2003年『環境保護行政処罰方法』、2005年『關於実行科学發展觀強化環境保護的決定』、2006年『对違反環境保護法律・紀律行為処分的臨時規定』などがある²⁾。

2.1.2 汚染防止の法律、法規

汚染防止に関する法律、法規には、1982年に公布した『大氣汚染防止法』(2015年最新改正)、1984年5月公布の『水汚染防止法』(2008年最新改正)、1996年に公布した『騒音防止法』、2002年『生産清潔促進法』、2003年『放射性汚染防止法』などがある³⁾。汚染防止の法律、法規は空気、陸地、水、土地に関するの条例なので、少数民族地区の環境保護に大きな影響をおよぼす。

2.1.3 自然資源保護についての法律、法規

自然資源保護を企図した法律、法規には、1988年1月に公布した『水法』(2016年最新改正)、1984年公布した『森林法』(2000年最新改正)、1985年公布した『草原法』(2002年最新改正)、1985年公布した『鉱産資源法』(1996年最新改正)、1986年公布した『漁業法』(2000年最新改正)、1988年公布した『野生動物保護法』(1998年最新改正)などがある⁴⁾。中国の自然資源はおもに少数民族地区に分布していて、良好な自然資源は少数民族地区発展の大きな原動力のひとつであるが、そのような資源はだいたい再生できない。たとえ再生可能な資源があっても、乱用すれば、その結果は憂慮に堪えない。

2.2 貴州少数民族地区の持続可能な発展の法規

少数民族地区には多くの地方独自の自治条例があり、持続可能な発展を実現するための法律的基础を打ち立てている。1984年第6期全国人民代表大会の第2次会议が『中華人民共和國民族地区自治法』を採択してから、中国の民族自治制度は大いに発展してきた。貴州省は数多くの民族が暮らす省なので、全省でほぼ半分以上の地区は自治条例と単行条例に関する立法権を有している。これは非常に貴重な「立法資源」である。要するに、貴州省の少数民族に関する立法は30以上の年間でめざましい発展と実績をあげた。資源・環境の持続可能な発展についての専門法律制定において少数民族自治地区政府はたくさんの仕事を行った。

たとえば、『黔西南布依族苗族自治州が実行する〈中華人民共和國森林法〉の融通規定』、

『道真仡佬族苗族自治州水資源保護条例』、『黔南布依族苗族自治州城市水汚染予防対策条例』、『紫雲苗族布依族自治州格突河穿洞景勝地管理条例』、『威寧彝族回族苗族自治州草海保護条例』、『沿河土家族自治州烏江沿岸生態環境保護条例』、『務川仡佬族苗族自治州城市及響村環境管理条例』、『印江土家族苗族自治州非耕地開發管理条例』、『黔南布依族苗族自治州荔波樟江名勝地管理条例』、『黔南布依族苗族自治州天然林保護条例』、『関嶺布依族苗族自治州封山造林条例』、『関嶺布依族苗族自治州古生物化石資源保護条例』、『鎮寧布依族苗族自治州水資源管理条例』、『黔東南苗族侗族自治州舞陽河名勝地管理条例』等の条例を制定した⁵⁾。貴州省の少数民族地区自治条例及び単行条例と、それに関する資源環境地方法の制定と実施は、少数民族地区が民主法制度の建設を強めるという成果をもたらしただけでなく、少数民族地区で持続可能な発展が重視されていることも意味している。人々は生存環境に対する保護と合理的に資源を利用する重要性の認識を高め、各民族の故郷・周辺環境の整備に対する熱意を強めた。少数民族地区の環境管制、災難の防止と減少、合理的な開発、資源保護などの方面で意欲を非常に増大させた。

2.3 貴州少数民族地区の持続可能な発展についての慣習と慣習法

貴州省少数民族は長い間の自然との共生の過程で、人と自然が調和して付き合う素朴な観念を形成し、生態環境保護についての慣習を形成した。そのよう慣習は少数民族地区の生態と持続可能な発展に積極的かつ有効な役割を果たしている。したがって、基本的に社会主義の法治一至の原則に違反しない限り、そのような慣習を活用できる。たとえば、貴州省黔東南の苗族が自分の家に巣を作ったツバメを打ってはならないというのは、ツバメが巣を作ったことがとても縁起がいいからである。そんな習慣はツバメがよく保護できるから、その働きは『野生動物保護法』と同じく有効である。

3 貴州省少数民族地区の持続可能な発展についての法律制度の残す課題

貴州省少数民族地区は持続可能な発展の法律、法規の制定と実施において以上の成果をあげたけれども、発展の需要に適應できていない。現在の沢山の環境保護法律、法規は計画経済時代あるいは改革開放の初期に制定したので、今の経済の発展に適應できていない。したがって、貴州省少数民族地区の持続可能な発展についての環境法律制度に関して、まだ課題が残されている。以下に具体的に検討してみる。

3.1 法規条項の実効性の不足

貴州省少数民族環境保護の法律、法規は自治条例から単行条例までの大部分の条項が比

較的抽象的で、具体性に欠ける。同時に、地方法規と組み合わせにくい。一部の法律、法規は機能していない。法律の働きと威力が具現できない。たとえば、草海は国の自然保護区である。2000年4月3日、威寧自治県第十三回人民代表大会の第三次会議で『威寧彝族回族苗族自治州草海保護条例』（以下、『条例』と略称）が採択された。2001年1月5日、貴州省第九期人民代表大会常務委員会第二十次会議はその条例を批准した。この『条例』は31条からなり、制定の目的、草海保護の原則、主体、内容、賞罰、環境保護、開発利用などの内容を規定している。ところが、法を執行する力が弱いことで、黒い首鶴がやってくる「高原真珠」の水質は日増しに悪くなっていった。びっしり詰まっている魚網は以前の水草に代わって、草海の辺りが耕地になったために水土の流失がますます深刻になっていて、湖底にたまるものが増えた（郭（他）2011）。毎日県と草海の辺りの住民は草海に約2700トンの生活污水と工業廃水を流し込んでいる（周（他）2016）。耕地は肥料をたくさん使ったせいで、草海はますます「肥えている」。水が栄養をとりすぎて、浮き草が大量繁殖するので、水生植物がたくさん枯れた。最近、草海周辺の森林の被覆率は1960年代後半の23%から7%にさがった（屈 2001）。さまざまな要因により、草海が環境が悪化した。そして、草海の生態安全問題は国内外、省内外の自然科学と環境保護組織および他の関係者の関心を引き起こした。

3.2 環境管理体制の立法体系についての欠如

貴州省の環境管理体制の立法体系は内容において交錯と矛盾が生じている。まず、環境管理機構が重複する。すなわち、貴州省の環境管理体制は各部門の分担管理から、監督統一管理と分業に責任を負い互いに結合する管理の併存体制に少しずつ変わっている。このような変化の過程の中で新しい機関に対してただ権限を授けることのみを力を注ぎ、原機関及び関連している機能の取り消しをしなかった。それによっていくつかの環境管理機構の権限が重複することになった。また、統一管理部門と分担管理の関係がはっきりしていない。貴州省の各環境保護についての法律、法規には管理体制の規定がある。それによると、もっとも基本的な管理規定様式では「〇〇行政主管部門はある事項に統一監督管理を行う」、「〇〇部門は自分の機能を結び付けて、〇〇事項に監督管理を執行する」と規定されているが、「統一」が何を意味するのか明確ではないため、監督部門が統監できず、関係部門の有効な連携が取れない（王 2003）。それに、分担部門はいつも脇役をつとめ、監督管理をしてもただ統一管理部門のために苦勞するのみで、実績があれば統一管理部門のものとみなされるので、管理面での積極性に欠ける。最後に、どのような部門、機構が、どういった管理権限を有するのかについて、規定に矛盾が生じている。たとえば、上記のよう

な『威宁彝族回族苗族自治县草海保護条例』（以下、『条例』と略称）は長い間、草海の管理はずっと省と地方が一緒に執行してきたが、県は批准した『条例』にもとづいて管理権を主張し始めた。しかし、国と国が権限を授ける省、自治区、直轄市および関連の機能部門は『自然保護区条例』についての規定によると、国家の自然保護区の管理権をもつ。

したがって、いままで、『草海保護条例』の規定に関して管理権をめぐる論争があった。関連の研究者は『草海保護条例』が自然保護区条例と抵触する点を指摘している。たとえば、『自然保護区条例』は国の自然保護区内での生産活動を禁じ、中央区に入ることを禁止している。しかし、『草海保護条例』では、「保護と利用」に関する立法が認められている（馬 2016）。もちろん、そんなことは国の『自然保護区条例』に違反する。威宁县は次に施行した『草海保護条例実施細則』で、草海の管理権を威宁县の林業、環境保護、公安、町の管理などの部門に授ける。それに対して、貴州省の本当の管理機構—草海管理部門には実権がない。そのような地方法規は草海の保護と管理を難しくし、草海の管理体系が非常に混乱する現状をもたらした。草海の環境汚染の管理は「名目上、たくさんの部門が管理を担当したが、実はだれも管理していなかった」という問題を残した。このような現象は民族地区の法制を整備することで注意を喚起し、できるだけ防止する。法律が有効に執行されるひとつの要素は各部門、等級、機構などが同じ管理対象に対して互いに協調することである。特に管理機構の規定が互いに矛盾すれば、法律の権威に影響するのみならず、法律の執行にも影響する。

3.3 現行の環境保護制度についての不整備

まず、環境保護と直接関係がある制度の確立を強調し過ぎる。環境破壊は表面的な現象で、重要なことは人の利益である。もし人の利益に配慮することができれば環境保護を優れたものにすることができるが、人の利益への配慮は環境法だけでは不可能であり、一連の関連する法律を整備する必要がある。現代の環境問題を処理する時に手を焼く感じがあるのは、伝統的な環境法は環境問題に対して、「頭が痛いと頭を治療し、足が痛いと足を治療する」方法を採用していたからである。

一方で、環境保護の制度にも欠陥がある。^{ホモ・エコノミクス}経済人の本質に対する理解が欠ける。いまの制度は規定を重視して激励を軽視し、支払い費用を重視して防止を軽視し、処罰を重視して奨励を軽視し、行政手段を重視して経済手段を軽視する。そんなことが今の環境保護制度と経済人の関係がよくない大きな原因である（応 2001）。制度の欠陥は環境の悪化をもたらすので、制度の改正を行うべきである。たとえば、耕地を使わないで林を造ることと伐採を禁じることの規定などは、数年来、有効に機能しなかった。法律が守られない理由

はたくさんある。それに、一番重要なのは規制された対象の利益を考慮するかどうかである。耕地を使わないで林を造ることと伐採を禁じるに関していえば、全国で耕地を使わないで林を造る計画を実行したことで、3700万人は耕作できたが、その反対に、もっと多くの人の耕地及び食糧が減少した。たとえば、傾斜度 25 度以上の坂に、耕地を使わないで林を造る計画を実行すると、農牧民の 1 人あたりの食糧収入を減少させる。天然林の保護のために伐採を禁じれば、天然林がある地区の政府と人民は歳入が大いに減少する。黔东南地区で、1998 年、「樹木経済」は財政に 1.33 億元の収入をもたらした。だが、1999 年、7639 万元になり、2000 年には 900 万元に減少した（黔东南年鑑編委員会 1999、2000、2001）このため、給料支給を大幅に滞らせることとなった。要するに、伐採を禁じる規定の実施は林区農民の収入と政府の財政状況に大きな影響を及ぼす。数年来の現実はそのことを立証した。

3.4 生存の自然環境と人間社会の環境に対する保護立法の不足

貴州省の観光開発は目先の利益を求めるのに急で、少数民族の生存地区の自然環境と人間社会環境に対する保護立法が不足している。貴州省には元々 17 の少数民族原住民が住んでいて、民族文化の百花園のようなところである。貴州省の観光の特色は独特な民族文化とカルストの景観で、カルストの地形は石灰岩を主としている。このため、その生態環境は非常に脆弱であり、いざ破壊されれば、永遠に回復できないかもしれない。しかし、ある風景区では、無計画に、建築物を建てている。人工景観が地区の植物を破壊しても顧みられない。ある風景区は便利性的のために景区の中心の道を変えた。数百年、数千年の間に、形成された原生林を顧みず、山に道路を建設する光景に慣れていまって、少しも変に思わない。そんな現象が蔓延したため、地区の発展を阻害し、「民族文化とカルスト文化」の価値がだんだん下がってしまった。貴州で有名な黄果樹風景区は 1978 年に開放されてから、地元の人民の生活水準の改善に重要な役割を果たした。農民の年平均の収入は 1978 年の 180 元から 1999 年の 1250 元に達した。地元の GDP における観光収入は八割を占めた。しかし、風景区は貴州省の西部大開発による「観光省の建設」という政策目標のために、黄果樹の生態保護が悪化するという実態に直面した。開発し過ぎて、風景区の住民は 3000 戸に達した。115 平方キロの風景区の森林被覆率は 10.3% で、全省の平均水準の 1/3 にも達していない（貴州省統計局 2000）。現在滝は、大雨のときには川の水が濁り、少雨のときには、水量が少なくなる。60 年代には黄果樹滝は大雨でも少雨でもこのような問題はなかった。大自然は「カルスト地形」に危険の信号を出す。10 年前に黄果樹は湖南の張家界と四川の九寨溝と一緒に世界遺産の申請をしたけれども、張家界、九寨溝は早くも批准された

が、黄果樹はまだ批准されない。もちろん、生態の悪化が「致命的な原因」である（楊（他）2003）。生態環境の悪化は、貴州省の観光風景区に有効な保護法律とその執行の欠如によってもたらされたのである。

4 持続可能な発展についての環境法律制度の整備

以上の問題をもとにして、この研究では以下の方面から貴州省少数民族環境保護についての法律制度を考えてみる。

4.1 持続可能な発展の立法について

現在、貴州省少数民族地区の立法技術は完璧ではない。科学性を欠き、時代の発展に追いついておらず、民族法律体系とかみ合わない、各段階の均衡がないなどの現状がある。これに対して、立法の工作の力を強め、立法技術の改善を通じて、立法の体制と順序を完璧にし、民族法の理論研究を強めて、民族地区立法の科学性を確保する。貴州省の少数民族地区は、まず当該地区の民族の特色を主にして調べるべきで、自然、人口、経済と社会発展の特徴を調べ、次いで全国の経済、社会発展についての研究を基礎に当該地区の民族の特色を維持できるような持続可能な発展戦略を制定する。科学的立法を通じて、完璧な持続可能な発展についての法律体系を形成し、法治で持続可能な発展を執行する。

4.2 環境管理体制について

環境管理体制の立法を完璧にするために、以下の問題を深く研究しなければならない。(1) 環境保護の体制と貴州省の行政体制の関係。(2) 貴州省の環境管理体制の立法の現状と問題。(3) 貴州省の環境管理体制の立法で一番いい形式。(4) 貴州省の環境管理体制の立法で守るべき原則。(5) 環境保護の各部門での分業の原則と標準。(6) 環境保護の各部門の相互の協調と責任を積極的に履行する方法。現在、貴州省の環境管理体制の立法は各法律、法規、規範性の条文などがあり、整合性がないために、各立法で重複、交錯と矛盾が生じている。環境管理体制の立法を完璧にするために、総合的な環境管理体制を可能にする法律を制定すべきである。そうすれば、環境管理の部門の地位、機構、各部門の機能及び相互の協調、監督の順序などが確立できる。そのような総合性のある立法をもとにして、各部門、地方から具体的に実施する。そうすることで、系統性と協調性のある環境管理体制の立法体系が形成できる。法治社会の各行政機構の働きはそんな体系で確保しなければならない。

4.3 財産権制度について

哲学者アリストテレス (Aristotle) は「たくさんの人に属する公共のものを重視する人は少ない。人々は自分のものには強い関心を持つが、公共のものにはそれほど関心を持たない。すべての公共のものに対して人は自分の利益にかかわる部分しか注意しない。だが、私有のものは最大限関心を受ける。」と指摘している (バーンズ 1989 : 46)。私有の財産権の環境保護について中国では理論上の仮説しか存在していない。中国の憲法は自然資源に国家所有と集団所有の制度を実施し、私有制を実施しないと規定しているからである。しかし耕地、牧草地と山林に対して受け負い制度を実施することは中国特有の制度で、つまり一種の私有制度だ。それは農牧民の長期的な生産生活を促すという点で有利であり、つまり農民の耕地に対する略奪あるいは開発、過放牧、乱伐などの現象を減らせる。受益の制度を強化して、農牧民の環境保護の意識をたかめる。調査によると、受け負い制が始められたころ、貴州省では農民が国の政策を誤解したせいで、山の樹木はほとんどが伐採された。耕地、水利についての改造、投資はほとんどなく、草地の破壊は深刻であった。80年以降、人々は農村政策を理解した。受け負い期間が30~50年なので、私人の利益に有利である。山林は生気をとりもどし、耕地、水利が回復した。そのうえ、環境保護にも効果があった。こうしたことを踏まえて、以下の提案をしたい。(1) 耕地、水利、森林と草地にもっと長い請け負い期限を与える。延びた期限は人の利益を保証し、請負人にそんな土地への投資、保護をさせる。短期の行為を減少する。(2) 請け負う権利を物権化する。物権化によって賃貸、抵当、相続などが可能となるため、請負人は投資に励む。(3) 請負人の利益に特別な保護を提供する。耕地、水利、森林、草地が野外にあるので、財産権のコストが比較的高く、政府の保護が必要である。人の利益を犯さず、コストを削減して、投資に励むようにする。

4.4 環境の補償制度について

貴州省の大部分の少数民族は経済文化に恵まれない辺鄙な山里にすんでいる。そんなところでの生存は持続可能な発展と大きく矛盾する。たとえば、少数民族地区では、いつも薪でご飯をつくって、毎日、たくさんの薪を使い、大量の樹木を伐採する。地元の生産と生存の条件を考慮すれば、そんな伐採行為を禁止するのは不可能である。そのようなことをすると、彼らの生存権を奪ってしまう。また、現在、国は「耕作をやめて林を造る」政策を推進している。一部分の少数民族地区において、多くの耕地は傾斜度25度以上の坂にあるので、国の画一的な要求にしたがって執行すれば、地元の住民は生存できない。

そんな現状は持続可能な発展にかかわる法律の実施をきわめて難しいものにする。農民

も経済人である。彼らは規範を守る人達なので、現在の制度を守ることは以前の制度を守ることよりも悪いということを理解すれば、そんな制度を守ることはない。したがって、政府は政府の力で解決すべきで、解決の方式は主に財政の資金で農民を補償する。一般的に補償の金額は農民の損失額以上とする。そうすれば、農民はよく励み、政府は予定目標を実現できる。

4.5 観光環境保護制度について

各少数民族の住んでいる環境を保護し、少数民族の生態保護区を建設し、少数民族の生存に関わる自然環境と人工環境に立法で保護する。貴州は観光資源がたくさんある省である。48の少数民族があつて、民族の百花園のようなところである。いい環境に恵まれて、観光資源の量及び質も完璧である。貴州省は特別な自然風景、山、水、洞、林、滝などいろいろな景観があつて、世界でもカルストの景観が一番きれいなところである。生態環境を守ることはやはり貴州省の観光上の持続可能な発展を強化する。いったん生態環境が悪くなれば、カルスト景観は破壊される。カルスト文化に関わる観光生産品を形成しがたくなるだけでなく、今の生産品も劣化するようになる。貴州省の観光は生態環境の持続可能な発展を通して、自然と人工景観との相互の協調を促し、現代の進歩から地方文化を保護すべきである。観光業の発展をある程度規制しつつ、さまざまな開発様式を模索することは貴州の観光業を好ましい方向に発展させる。

4.6 環境保護法律の標準情報の系統法制化について

環境保護の法律、法規、標準情報についての資料は企業の経営活動の重要な根拠となる。以前は、環境保護の法律、法規、標準情報が分散していたせいで、企業は環境保護のすべての情報を直ちに取ることができなかった(呉 2003)。外国企業の中国での活動に関して政府は外国企業に情報の提示をする。そして外国企業はせっせと調べて、多くの情報を受ける。したがって、環境保護の法律、法規、標準情報に関する系統的な法制化について研究をすることが必要である。

5 おわりに

中国における昔の各朝各代は、少数民族地区に対して多種多様な環境管理政策を行ったが、管理の仕方に関してはだいたい同じであった。つまり中央政府は少数民族地区で主権を行使するが、管理権は現地の寨老や頭人などに授与していた。特に国家の根本的な統治問題に関係しない限り、寨老や頭人などは少数民族独自の慣習法によって環境を管理した。

貴州省における漢族と苗族との関係も、そのようであった。そうした数百年の光り輝く歴史が示すように、この関係性は現地の環境保護にも効果を発揮した。翻って、現在の人々は、少数民族地区に対する管理において古代人よりいくらか聡明ではないため、特に自分たちがよく知らないことに対しては、過剰に管理してしまう傾向にある。そうではなく、方向性さえしっかりと示せば、少数民族の人々の自由に任せても、彼らは賢明な選択をすることであろう。現在の政府による香港、マカオに対する管理方法は、古代人が少数民族地区で成果を収めた管理方法の複製品ということもできるであろう。そのような事例は、世界的にも珍しくない。たとえば、米国の各州は法律が異なっているだけでなく、ある方面ではとても大きな相違が存在している。しかし、米国の民主主義、法治のあり方、国家の統一、人々の調和等に少しも影響しない。こうした観点からすると、少数民族の慣習法と国家の制定する法律とは、先進・後進という問題ではなく、ただ単に、存在する相違をどのように受け入れるのかという問題に過ぎないと思う。したがって、中国政府は古代人の方法を見習い、少数民族の集中的居住区で施行する法律法規は、すべて現地の少数民族の慣習法を基礎にするべきである。そうした法律法規であるならば、少数民族からしても、習慣的・心理的に受け入れやすいものとなるであろう。それによって紛糾や混乱を収めることができれば、当事者も納得するだけでなく、そのような法律は人々の心の中でようやく生きることができるようになるだろう。

[注]

- 1) 本論文は、中国国家社会科学研究助成プログラム：「西南少数民族生態価値観対環境的影響と貢献」（課題番号：16XMZ035）による一部の研究成果である。
- 2) これらは、法律出版社法規中心 2016 年『中華人民共和国常用法律大全』法律出版社、『環境保護相關連法律法規全集』編委会（編）2016 年『環境保護相關連法律法規全集』法律出版社、『環境保護与資源综合利用法律法規編』編写組（編）2006 年『環境保護与資源综合利用法律法規編』中国標準出版社、中華人民共和国環境部のホームページを参照し、まとめるものである。中華人民共和国環境部、<http://zfs.mep.gov.cn/fg/xzhg/>、2016 年 12 月 20 日アクセス。
- 3) 同上。
- 4) 同上。
- 5) これらは、全国人大常委会事務所秘書局（編）2003 年『中華人民共和国現行行政法規、地方性法規、自治条例と単行条例』中国民主法制出版社、吳大華（主編）2016 年『貴州法治發展報告』社会科学文献出版社、を参照し、まとめるものである。

[文献]

- 応飛虎 2001「我国西部環境問題研究」『法律学評論』2001年4期
- 王燦發 2003「論我国環境管理体制立法存在的問題及完善」『政法論壇』2003年4期
- 郭媛（他）2011「草海自然保護区生態環境問題及保護」『貴州科学』2011年6期
- 『環境保護相關連法律法規全集』編委会（編）2016『環境保護相關連法律法規全集』法律出版社
- 『環境保護与資源綜合利用法律法規滙編』編写組（編）2006『環境保護与資源綜合利用法律法規滙編』中国標準出版社
- 屈遐 2001「貴州草海危機」『中国環境報』2001年8月30日
- 吳雲 2003「西部開發少数民族地区可持續發展法律環境問題論考」『民族問題研究』2003年1期
- 吳大華（主編）2016『貴州法治發展報告』社会科学文献出版社
- 周晨（他）「草海高原湿地湖泊水質時空变化及水質分区研究」『水生生態学雜誌』2016年1期
- 全国人大常委会事務所秘書局（編）2003『中華人民共和國現行行政法規、地方性法規、自治條例と單行條例』中国民主法制出版社
- 法律出版社法規中心 2016『中華人民共和國常用法律大全』法律出版社
- バーンズ, ジョナサン 1989『アリストテレス』中国社会科学出版社
- 馬永坤 2016「从草海綜合治理透析湿地經濟發展的六種模式」『理論与当代』2016年10期
- 楊明（他） 2003「喀斯特文化及貴州觀光業研究」『貴州大学学报』2003年1期
- 黔東南年鑑編纂委員会弁公室（編）1999『黔東南年鑑』貴州人民出版社
- 黔東南年鑑編纂委員会弁公室（編）2000『黔東南年鑑』貴州人民出版社
- 黔東南年鑑編纂委員会弁公室（編）2001『黔東南年鑑』貴州人民出版社
- 貴州省統計局（編）2000『貴州統計年鑑』中国統計出版社

所属：中国貴州大学法学院教授、山口大学東アジア研究科客員教授

E-mail アドレス：2223870479@qq.com